

○新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月30日

条例第3号

改正 昭和43年3月31日条例第24号

昭和50年7月11日条例第40号

昭和52年12月23日条例第50号

昭和61年10月14日条例第45号

平成4年5月22日条例第36号

平成14年7月4日条例第27号

平成18年12月21日条例第97号

注 平成4年5月から改正経過を注記した。

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が3億円以上の工事又は製造の請負とする。

(平4条例36・平18条例97・一部改正)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格が4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(平14条例27・平18条例97・一部改正)

(変更契約で議会の議決に付することを要しないもの)

第4条 第2条の規定により議会の議決に付して締結した契約を変更する契約で、当該変更により増額し、又は減額する契約金額が当該変更前の契約の契約金額の100分の10以内のものについては、議会の議決に付することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 新潟市契約条例(昭和32年新潟市条例第15号)は、廃止する。

附 則(昭和43年条例第24号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第97号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。